大涌谷周辺（箱根山）の火山活動の高まりに伴う
関係省庁災害警戒会議

議　事　次　第

日時：平成２７年６月３０日（火）１２：４５～
場所：合同庁舎８号館３階　災害対策本部会議室

１．山谷内閣府特命担当大臣（防災）挨拶

２．大涌谷周辺（箱根山）の今後の活動の見通し

３．各省庁の対応状況

４．その他

大涌谷周辺（箱根山）の火山活動の高まりに伴う
関係省庁災害警戒会議
配席図

平成27年6月30日（火）12：45～
中央合同庁舎第8号館3階　災害対策本部会議室

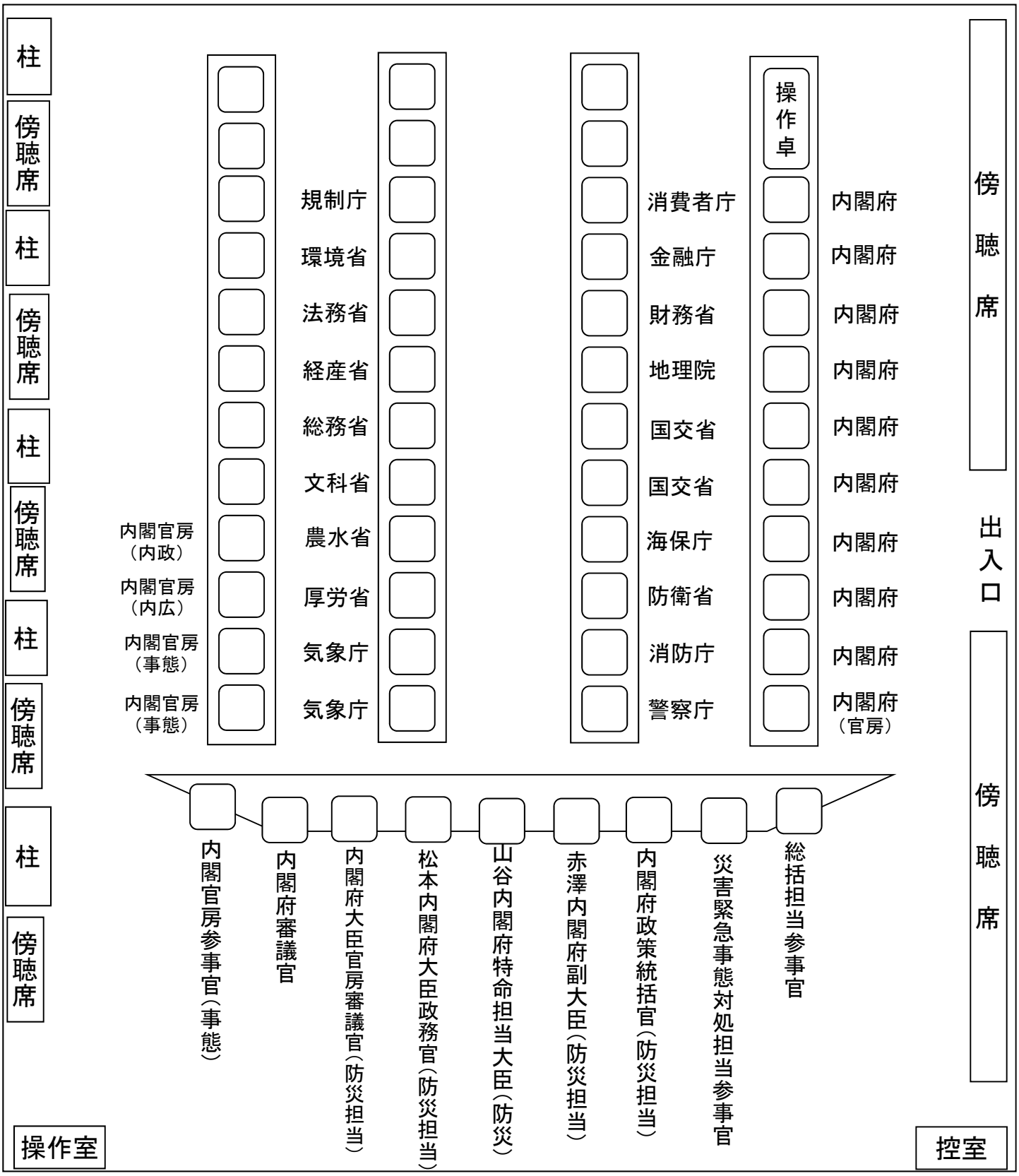

① 気象庁

箱根山の噴火警戒レベルの引き上げについて

平成 27 年 6 月 30 日
気象庁

本日（３０日）10 時 30 分より、神奈川県温泉地学研究所と気象庁による現地調査を行っています。その結果、以下の事実を確認しました。

・大涌谷で昨日確認した新たな噴気孔から噴石が周囲に飛散
・この噴気孔の周囲に噴出物が堆積
・現地で火山灰が降下

以上のことについては、昨日の調査では確認されていませんでした。

これらが、レベル３の基準のうち、「火口内でごく少量の火山灰の噴出がみられる」に該当することから、噴火警戒レベルを３に引き上げることとしました。

箱根山の噴火警戒レベル

― 火山災害から身を守るために ―

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

●噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル１から５の５段階に区分したものです。
●各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル５は「避難」、レベル４は「避難準備」、レベル３は「入山規制」、レベル２は「火口周辺規制」、レベル１は「活火山であることに留意」）。
●対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■箱根山　噴火警戒レベルと規制範囲

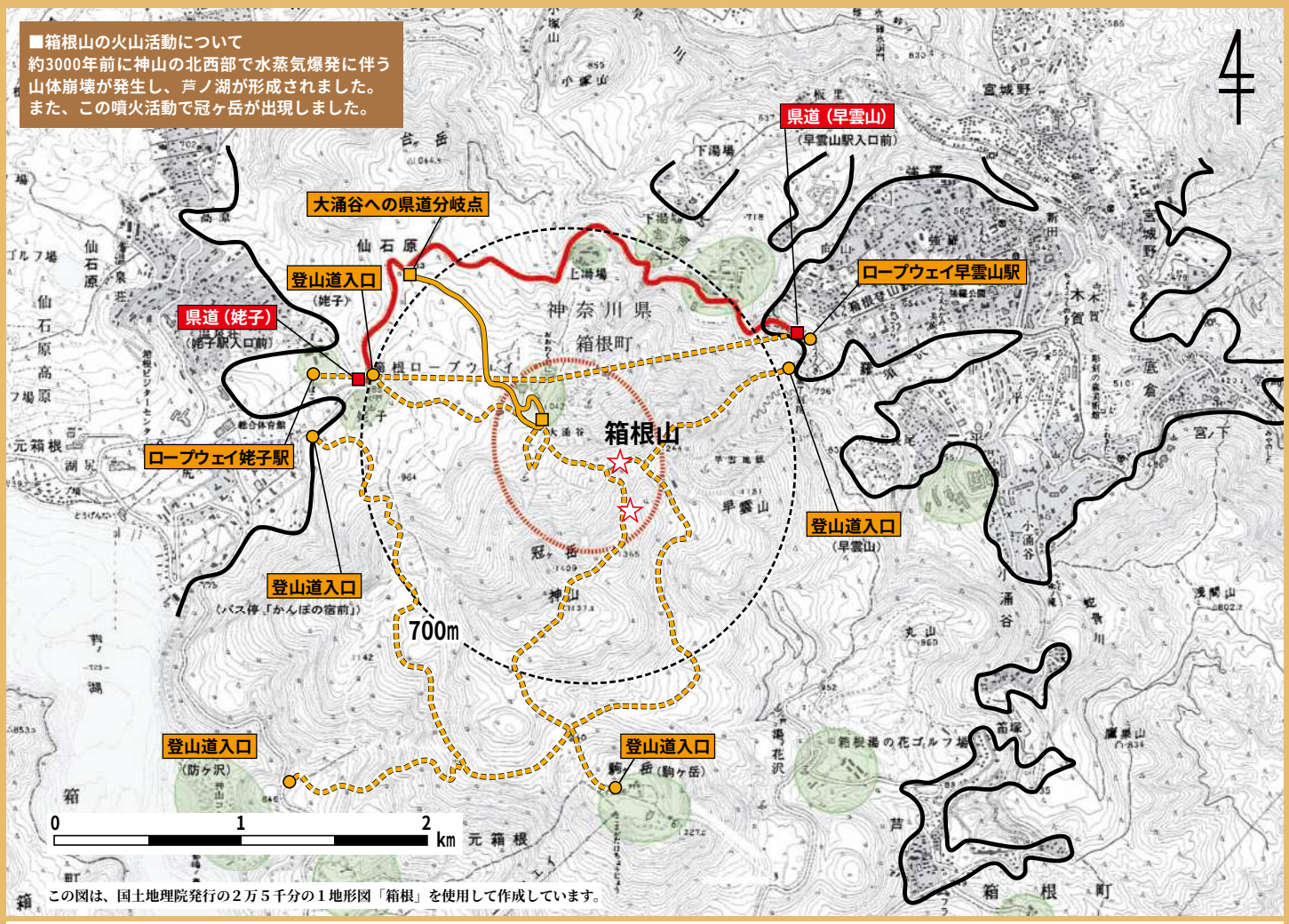

この図は、国土地理院発行の２万５千分の１地形図「箱根」を使用して作成しています。

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞

レベル５（避難）　：危険な居住地域からの避難等。
レベル４（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。
レベル３（入山規制）：想定火口域から700m程度 以内の立入禁止。
県道 は通行できません。
レベル２（火口周辺規制）：想定火口域 周辺の立入禁止。
県道 、登山道等 は通行できません。
レベル１（活火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域 内への立入規制等。

：規制道路
：登山道、ロープウェイ
：過去の火口
：居住区域
：保全対象施設
：想定火口域

■この図は「箱根町火山防災マップ」（箱根町、平成16年３月）に基づき作成しています。
■箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根火山対策連絡会議と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C002318 www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK
本冊子は、FSC認証紙および植物油インクを使用しています。

気象庁 Japan Meteorological Agency
問い合わせ先
気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センター
TEL: 03-3212-8341（内4526）　http://www.jma.go.jp/jma/index.html
■横浜地方気象台　TEL：045-621-1999
http://www.jma-net.go.jp/yokohama/
□箱根町防災課　TEL：0460-85-9562

平成21年3月31日運用開始

箱根山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 過去事例 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 ●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし ●小規模噴火が発生し、火口から約２km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 過去事例 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 2001年６～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。 ●一時的な地震の増加。 過去事例 2006年９～11月：一時的な地震の増加 1966年６～７月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇

注１）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※このレベルは地元自治体・関係機関等と協議して作成したものです。
各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
http://www.jma.go.jp/jp/volcano/

気象庁
Japan Meteorological Agency
平成25年3月

箱根山の火山活動について

警戒が必要な範囲：図の赤円内

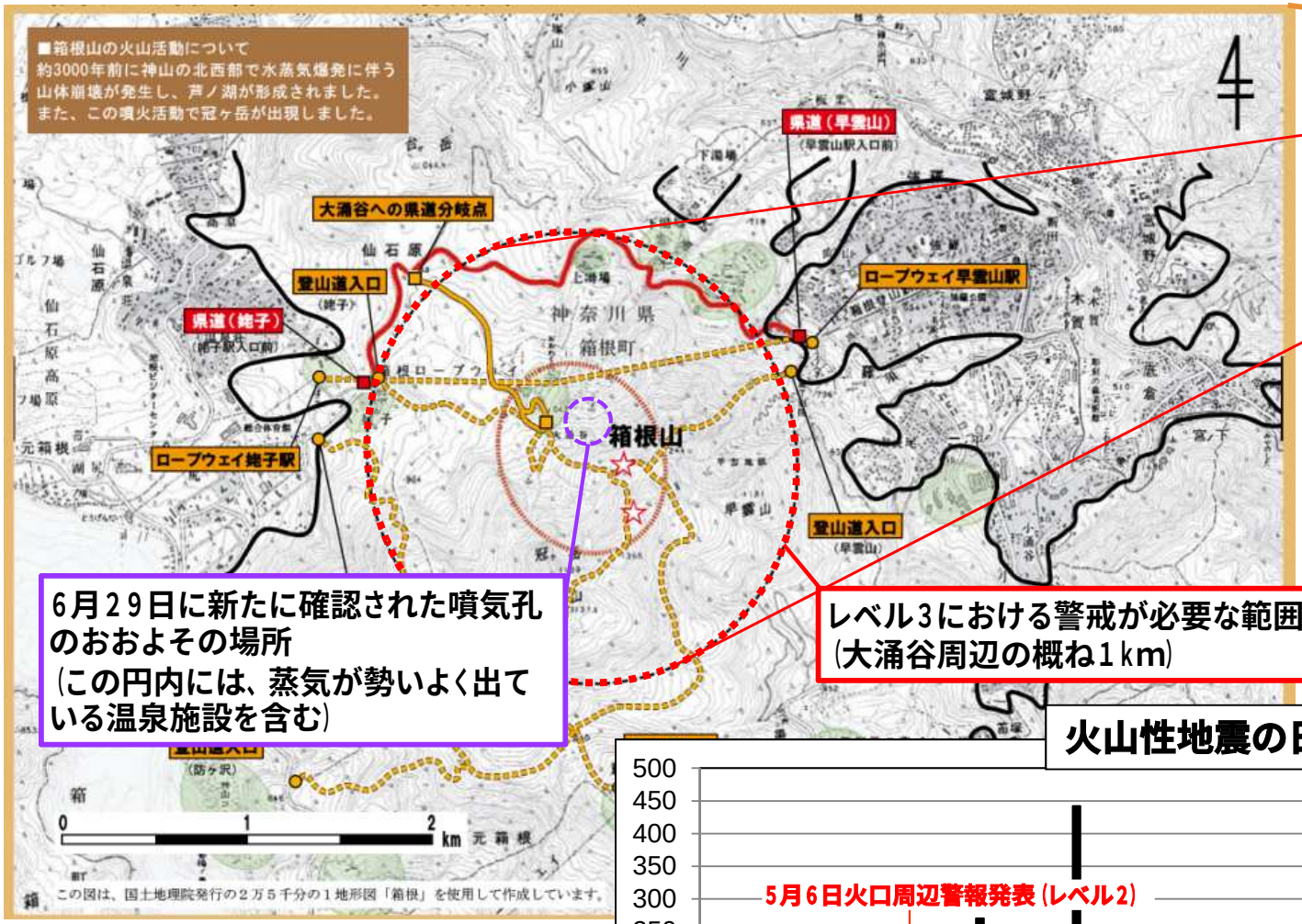

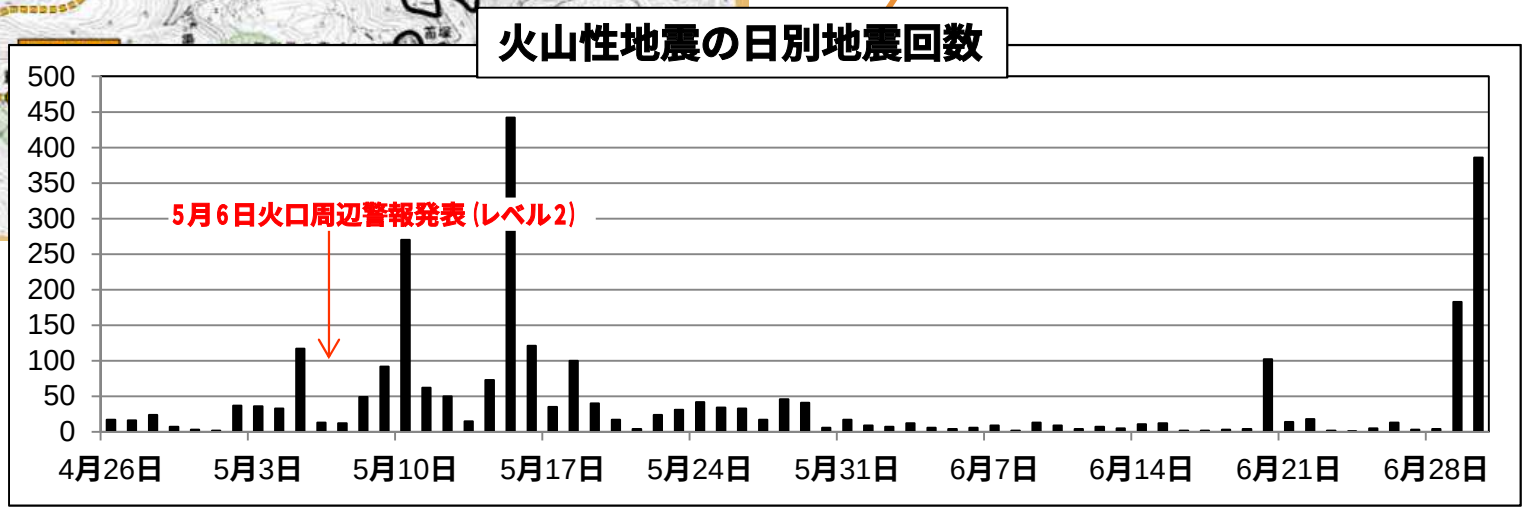

6月30日10時00分現在